競馬法施行規則の一部を改正する省令

競馬法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（競馬の開催） **第二条**　法第三条の農林水産省令で定める範囲は、次のとおりとする。ただし、中央競馬として一年間に開催できる開催日数の合計は、二百八十八日を超えることができない。 一　年間開催回数（毎年一月一日から十二月三十一日までに開催される回数をいう。以下この条及び次条において同じ。）については、三十六回 二　（略） 三　一回の開催日数については、十二日 2　日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）は、気候の変動により人又は馬の健康に影響が及ぶおそれがある場合においては、中央競馬として一年間に実施する競走の回数が前項ただし書の日数に同項第四号の回数を乗じて得た回数を超えない限りにおいて、中央競馬の一年間の開催日数については同項第三号の日数を、それぞれ超えて中央競馬を開催することができる。 3　競馬会は、天災地変その他競馬会の責めに帰すことのできない理由により競走を実施することができなくなつた場合においては、中央競馬の一年間の開催日数については第一項ただし書の日数（前項の規定により当該日数を超えて開催する場合にはその日数）に、一回の開催日数については第一項第三号の日数（前項の規定により当該日数を超えて開催する場合にはその日数）に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日数を加えた日数を超えない範囲内で中央競馬を開催することができる。 一　実施することができなかつた競走の回数が、開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上である場合　当該開催日の日数を合計した日数 二　実施することができなかつた競走の回数が、開催日において予定された一日の競走回数の二分の一未満である場合　一日に、当該開催日において実施することができなかつた競走の回数の一年間における合計が十二の倍数を超えるごとに一日を加えた日数 4　法第三条の農林水産省令で定める日取りは、次の各号のいずれかに該当する日取りとする。 一　（略） 二　第二項の規定により中央競馬を開催する場合において、前号の日取り以外の日取りにより開催日を定めるときは、月曜日、火曜日又は金曜日のいずれかの日取り 三　第一号の日取りによつて定めた開催日を天災地変その他競馬会の責めに帰すことのできない理由により同号の日取り以外の日取りに変更するときは、変更後の	（競馬の開催） **第二条**　法第三条の農林水産省令で定める範囲は、次のとおりとする。ただし、中央競馬として一年間に開催できる開催日数の合計は、二百八十八日（天災地変その他日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）の責めに帰すことのできない理由により開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上の競走を実施することができないときは、二百八十八日に当該開催日の日数を加えた日数）を超えることができない。 一　年間開催回数（毎年一月一日から十二月三十一日までに開催される回数をいう。以下この条において同じ。）については、三十六回 二　（略） 三　一回の開催日数については、十二日（天災地変その他競馬会の責めに帰すことのできない理由により開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上の競走を実施することができないときは、二百八十八日に当該開催日の日数を加えた日数）を超えることができない。 四　（略） （新設）

（新設）

2　法第三条の農林水産省令で定める日取りは、次の各号のいずれかに該当する日取りとする。

一　（略）

（新設）

二　前号の日取りによつて定めた開催日を天災地変その他競馬会の責めに帰すことのできない理由により同号の日取り以外の日取りに変更するときは、変更後の開